

円滑な資金供給を確保するため、協同組合組織金融機関に適用されてる貸倒引当金の割増特例措置について恒久化すること。

(2) ゆうちょ銀行のあり方

ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来さぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。

Ⅲ-2. 公正な競争環境の整備

1 優越的地位の濫用・不正廉売等への積極的対処

1 中小企業に不利益を与える不公正な取引方法に対して積極的かつ迅速に対処すること。

2 適正な競争ルールを確立するとともに新たな業種別ガイドラインを作成すること。

〔具体的な要望事項〕

1 中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。

2 優越的地位の濫用、差別対価に関する運用指針を早急に作成し厳正に適用するとともに、スーパーや量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。

3 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。

2 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底

1 下請事業者の適正利益が確保されるよう、下請法の整備・機能強化を行うこと。

2 下請法や改正独占禁止法を厳正に運用し、規定に違反する企業に対する勧告・公表などの取締りを強化すること。

3 下請法や下請ガイドラインについて周知徹底を行うとともに、普及相談体制の強化を行うこと。

〔具体的な要望事項〕

1 下請法の整備・機能強化

下請法の適用対象取引の拡大、資本金区分の見直し等下請法の整備及び機能強化により下請取引の適正化を進めること。

2 法令等に基づく取締りの強化

(1) 下請法に基づき、不公正な取引に対する取締りを強化すること。

(2) 改正独占禁止法により適用対象範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用すること。

3 法令・ガイドラインの実効性のある周知徹底、普及・相談体制の強化

(1) 下請ガイドラインの制定業種の更なる拡大を行うこと。

(2) 法令・ガイドライン等の実効性の高い周知を行うとともに、普及・相談体制の強化を行うこと。

3 中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大

1 国等及び地方公共団体は、「中小企業憲章」及び「官公需法」に定める「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を増大すること。

2 低価格入札に対するダンピング防止対策を徹底強化すること。

3 官公需適格組合制度の改善を図ること。

4 公共調達制度を見直すこと。

〔具体的な要望事項〕

1 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大

(1) 各発注機関は、「中小企業憲章」の趣旨を尊重し、「官公需法」に定める「国等の契約の方針」に示された中小企業者向けの発注目標額を確実に達成すること。

(2) 平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額を増加すること。

(3) 国は、官公需適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に対して周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約の方針」の策定要請を一層強化すること。

(4) 「官公需情報ポータルサイト」及び「官公需総合相談センター」の機能を充実・強化すること。

(5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。

(6) 官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の活用を図ること。

2 ダンピング防止対策の徹底強化

(1) 低入札で落札した者の名前を公表し、公正取引委員会、労働基準監督署などの執行当局による監視を徹底的に強化すること。

(2) 政府調達における「競り下げ方式」(リバースオークション)の導入は絶対に行わないこと。

(3) 入札価格内訳書の徴収を徹底するなど低入札価格調査制度の適切な活用を図ること。

(4) 小額随意契約の適用限度額を大幅に引き上げること。

3 官公需適格組合制度の改善

(1) 官公需適格組合に対する競争参加資格審査について、地方公共団体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」の導入を推進し、組合員の技術力や施行実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。

(2) 建設業の官公需適格組合の受注体制評価における監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。

(3) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。

4 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、省エネルギー・耐震・バリアフリーの推進、雇用の維持・創出、地域産業の育成など地域経済の発展等を十分視野に入れた地域密着型の公共調達制度とすること。